

アシストスーツ貸出要領

三朝町農業再生協議会

- 1 アシストスーツの貸出は三朝町民とする。
- 2 貸出期間は、7日間を限度に貸し出しを行う（土日祝を含む場合は返却日はその翌日）。
- 3 貸出は無料とする。
- 4 アシストスーツの受け取りは、三朝町農業再生協議会（三朝町農林課窓口）で行うこととし、返却も同様に三朝町農業再生協議会（三朝町農林課窓口）にて行うこととする。
 - (1)アシストスーツについては、着用後の汚れ等をきれいにし貸出前の状態で返却することとする。
 - (2)利用者の過失により破損又は亡失した場合は、利用者に修理費用を負担請求する。
 - (3)アシストスーツ使用による損害はいかなる場合でも借り受け者の負担とする。
 - (4)貸出に当たり、借り受け者は申込書及び承諾書に署名することとする。